

# シノケンでんき重要事項説明書

本書面は、電気事業法第2条の13第2項に基づき契約の内容を事前に説明する書面です。

## 1 契約について

利用料金	別紙「シノケンでんき 料金表」の内容をご参照ください。
契約容量 最大需要容量	東北・東京・中部・九州エリアについて、契約容量は、低圧20A、30A、40A、50Aまたは60Aとし、切替前のご契約の同一の契約容量(転居等に伴うご契約の場合は、電流制限器に設定の電力容量)とします。15A以下のお申込みは、お受けしておりません。 関西エリアについて、最大需要容量は6kVA未満とし、その決定は負荷の実情かつ必要に応じてお客さまと当社との協議によって行います。
供給電圧および周波数	供給電圧は、低圧100V/200Vです。 周波数は、東日本が50Hz、西日本が60Hzです。(およそ静岡県の富士川と新潟県の糸魚川を境に、東側を東日本、西側を西日本とします)
供給開始予定日	一般送配電事業者の行うべき手続きが完了しない場合には、電気の供給は開始されません。この手続きには、スマートメーターへの切替工事も含まれます。この場合、当社はお客さまとの協議をすることなく、お客さまに供給を開始することのできる最短の日程にて、小売電気事業者による電気の供給を開始することが出来るものとします。その他、供給開始に影響を及ぼす事項については、シノケンでんき電力供給約款【低圧】(以下、「供給約款」といいます。)をご参照ください。なお、具体的な供給開始日は、シノケンでんき契約締結後交付書面にてお知らせいたします。
契約期間と契約の更新	契約期間満了に先立ってお客さままたは当社のいずれからも電力小売供給契約の終了または変更の申し出がない場合は、電力小売供給契約は、期間満了後も1年ごとに同一条件で更新されるものといたします。
お申し込み方法	供給約款および本書面の内容を承認のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。

## 2 料金の算定およびお支払い

電気料金の適用開始時期	料金は供給開始の日から適用いたします。
使用電力量の計量と電気料金の算定	・計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、供給約款別表7(使用電力量の協定)を基準として、お客さまとの協議によって決定いたします。
日割計算	電気の供給を開始または契約が終了し、料金算定期間の日数に一定の増減があった場合、または契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等の変更により、料金に変更があった場合、当該料金については日割計算をいたします。
電気料金以外の費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これに伴い新たに施設される配電設備もしくは特別供給設備、またはお客さまの希望によって供給設備を変更する場合において、当社または小売電気事業者が託送供給等約款に基づいて一般送配電事業者より工事費の負担を求められる場合は、お客さまにその負担金をお支払いいただきます。なお、申込み時にスマートメーターへの切替が発生する場合、切替にかかる費用は無料です。</li> <li>・契約の終了または変更に伴い一般送配電事業者から当社または小売電気事業者が工事費の清算を求められた場合は、お客さまは当社にその精算金をお支払いいただきます。</li> <li>・電気料金または上記費用等を当社が指定した金融機関を通じての払い込みによりお支払いいただく場合、払い込みにより発生する手数料等はお客さまにご負担いただきます。</li> <li>・お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社、小売電気事業者または一般送配電事業者の所有する電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または紛失した場合は、その設備について修理が可能である場合は修理費相当額を当社にお支払いいただき、その設備について亡失または修理が不可能の場合は、帳簿価格と取替工費の合計額を当社にお支払いいただきます。</li> <li>・供給設備の一部または全てを施設した後、お客さまの都合によって供給開始に至らないで電力小売供給契約を終了または変更される場合は、当社または小売電気事業者が一般送配電事業者から請求された費用をお客さまにお支払いいただきます。なお、この場合には、実際に供給設備の工事を行わなかったときであっても、測量監督等に費用を要したときはその実費をお支払いいただきます。</li> <li>・お客さまの責に帰すべき事由により保安上の危険が発生した場合、電気工作物の改変等によって不正に電気を使用した場合、または低圧電力で電灯又は小型機器を使用した場合により、そのために料金の全部または一部の支払を免れた場合には、その免れた額の3倍に相当する金額を違約金としてお支払いいただきます。違約金の詳細については、供給約款をご参照ください。</li> </ul>
お支払い方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法により、お支払いいただきます。なお、お客さまには当社が指定した様式によりあらかじめお客様が指定する口座を当社に申し出ていただきます。</li> <li>・事前に当社が指定した様式にて申し出をいただき、当社が承諾した場合に限り、当社が指定した金融機関等を通じて払い込みによりお支払いいただけます。なお、払い込みにより発生する手数料等はお客さまにご負担いただきます。</li> </ul>
お支払の期日	電気料金は、毎月27日をお支払い期日とし、当月分を翌々月にお支払いいただきます。
延滞利息	延滞利息は、その算定となる料金から消費税相当額を差し引いた金額に年14.6%の割合(閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。)を乗じて算定した金額とします。

## 3 当社からの申し出による契約の解約

<p>お客さまが、次のいずれかに該当する場合には、当社は電力小売供給契約を解約する場合があります。なお、この場合には、解約日の15日前までにその旨をお客さまに通知いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)当社が指定する支払期限日までに電気料金を支払っていただけない場合</li> <li>(2)当社と他の契約(既に消滅しているものを含みます。)における債務を期日までに履行しない場合</li> <li>(3)供給約款記載の電気料金以外の債務(延滞利息や工事費負担金等)を履行しない場合</li> <li>(4)お客さまの責めとなる理由により、保安上の危険が生じた場合</li> <li>(5)需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、一般送配電事業者に重大な損失を与えた場合</li> <li>(6)一般送配電事業者に無断で一般送配電事業者の電線路を使用、または電気を使用した場合</li> <li>(7)契約した負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用したにもかかわらず、契約変更に応じない場合</li> <li>(8)電灯または小型機器をご使用のお客さま向けの電気料金メニューを契約せずに、電灯または小型機器を使用した場合</li> <li>(9)供給約款第22条(需要場所への立ち入りによる業務の実施)に際して、当社、小売電気事業者および一般送配電事業者の係員の立ち入りによる業務の実施を正当な理由無く拒否した場合</li> <li>(10)供給約款第23条(電気の使用にともなうお客さまの協力)によって必要となる措置を講じられない場合</li> <li>(11)仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申立てを受けた場合</li> <li>(12)破産、民事再生、特別清算、会社更生等の手続き開始の申立てがあった場合</li> <li>(13)支払停止の状態に陥った場合</li> <li>(14)手形不渡り処分または手形取引停止処分を受けた場合</li> <li>(15)その他信用状態が悪化し、もしくはその恐れがあると認められる理由がある場合</li> <li>(16)お客さまが当社に対し通知した内容が事実とは異なることが判明した場合</li> <li>(17)供給約款および一般送配電事業者の託送約款、関連法令・条例・規則等に反した場合</li> </ol>
--

4 お客さまからのお申し出による契約の変更、終了

**契約の終了または変更をご希望の場合には、当社お問合せ窓口までご連絡ください。**  
**なお、退去に伴い供給契約を解除される場合は、3営業日前までに下記お問合せ先にご連絡ください。ご連絡いただけない場合、退去後にも電気料金が発生いたします。**  
**ただし、お客さまが電気小売供給契約終了のご連絡をせずに電気のご利用場所から移転される等により電気を使用されていないことが明らかになった場合には、電気を使用されていないことが明らかになった日に電気小売供給契約が終了するものといたします。なお、この場合、当社はお客さまへの事前の通知を行わないものとします。**

5 託送供給等約款の遵守

お客さまの土地、または建物への立入りによる業務の実施	計量器の確認や、法令で定める保安のために必要なお客さまの電気工作物の検査等を実施するために、一般送配電事業者または一般送配電事業者が委託した事業者が、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由が無い限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。
保安に対するお客さまの協力	お客さまが、次のいずれかについてお気づきの場合には、すみやかに当社、小売電気事業者および一般送配電事業者にご連絡くださいますようお願いいたします。詳細は、供給約款42(保安等に対するお客さまの協力)をご確認ください。
その他	・電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。 ・お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。 ・その他、一般送配電事業者が託送供給等約款に定める需要者に関する事項について遵守していただきます。

6 お引越し等により、新たに電気のご利用を開始されたお客さま

当社へのお申込みの前に先んじて新たな入居先で既に電気を使い始めている場合で、かつ他の小売電気事業者にお申込みをされていない場合には、実際の電気のご使用開始日を必ずご申告ください。申告のご使用開始日が供給開始日となります。

7 他の小売電気事業者からのご契約切替のお客さま

**お客さまと現在契約されている小売電気事業者との契約内容によっては、他の小売電気事業者の契約を解除することにより、違約金発生等のお客さまへの負担や不利益が発生する場合がございます。詳しくは、他の小売電気事業者にご確認ください。**

8 ご契約の締結・更新・変更時の説明および書面交付について

電気事業法に基づき説明すべき供給条件に関する事項または交付すべき書面について、次の内容を予めご承諾していただきます。  
 ・当社は、書面による交付に代えて、お客さまが登録した連絡先に対し電子メールを送付する方法または当社所定のウェブサイト等にて開示の上閲覧に供する方法等その他の情報通信技術を利用する方法を用いることがあります。  
 ・当社は、供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合は、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載することで足りるものとします。また、契約締結後の書面交付を行う場合には、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号のみを記載することで足りるものとします。  
 ・法令等の制定または改廃にともなう形式的な変更である場合その他の電力小売供給契約の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明については説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを説明すれば足りるものとし、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付についてはこれを行わないものとします。  
 ・ご契約の更新時においては、更新前に書面を交付することなく、契約更新後の契約期間のみを説明し、契約更新後の書面交付については、当社の名称および住所並びに契約年月日のほか、更新後の新たな契約期間および供給地点特定番号のみを記載することで足りるものとします。

9 その他

・当社は、供給約款を変更することがあります。この場合には、電気を小売するときの供給条件電気料金等は、変更後の本約款によります。なお、当社は、本約款を変更する場合には、予め変更後の本約款等および変更の効力発生日を一定期間当社のホームページに掲載し、お知らせいたします。本サービスをご利用の際には、随時、最新の約款をご参照ください。  
 ・当社は、電気料金を改定することがあります。料金改定を行う場合も上記約款変更の場合とします。  
 ・当社の責めとならない理由によりお客さまが受けた損害については、当社は賠償の責めを負いません。  
 ・当書面に記載のない事項の取扱いについては、供給約款をご参照ください。

10 個人情報の取り扱いについて

当社は、個人情報を適正に取り扱い、お客さまの権利利益の保護を図ることが重要な社会的責務であると考え、個人情報の取扱いについて定められた法令、関係省庁のガイドライン、社内規定その他の規範を重視し、個人情報を適切に取扱ってまいります。また、当社は、お客さまの個人情報を、電気の需給契約の締結・履行、アフターサービス、設備等の保守・保全、アンケートの実施、商品・サービスの改善・開発、商品・サービスに関する広告・宣伝物の送付・勧誘・販売、関係法令により必要とされている業務その他これらに付随する業務を行う目的で利用いたします。

取次を行う事業者 商号 株式会社エスケーエナジー 住所 福岡県福岡市中央区天神一丁目1番1号 連絡先 電話番号 092-714-0115 受付時間 9:00~18:00(土日・祝日除く)	小売電気事業者 商号 HTBエナジー株式会社 住所 東京都豊島区西池袋一丁目4番10号 小売電気事業者登録番号 AO172 連絡先 電話番号 050-3852-1193 受付時間 平日 10:00~18:00
※電気料金および契約に関するお問合せについては、受付時間中のみの対応とさせていただきます。予めご了承ください。	

## ■シノケンでんき 料金表

お客さまの料金は、別段の定めが無い限り、基本料金、電力量料金、燃料費等調整額、容量拠出金反映額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。（詳細は以下に記載する他、「シノケンでんき電力供給約款【低圧】」でご確認いただけます。）

・燃料や電力の取引価格の変動により、電気料金の額は変動いたします。当該変動の額に上限はありません。※当該変動の額の算出方法は、燃料費等調整額および容量拠出金反映額に関するご説明箇所をご確認ください。

<基本料金および電力量料金について> ※契約容量に関係なく基本料金は一律となります。

エリア	基本料金（月額／1契約あたり）	電力量料金（1kWhあたり）
東北	550.00 円	27.80 円
東京	550.00 円	28.60 円
中部	550.00 円	28.30 円
関西	330.00 円	26.30 円
九州	550.00 円	25.20 円

<燃料費等調整額について>

・燃料費等調整額は、燃料価格に応じて電気料金の加減算を行う燃料費調整額と、一般社団法人日本卸電力取引所におけるエリアプライスに応じて電気料金の加減算を行う電源調達調整費を合算した総称をいいます。

・燃料費調整額は、別途定義する平均燃料価格、基準燃料価格、基準単価および燃料費調整適用係数に応じて、【（平均燃料価格－基準燃料価格）×基準単価／1,000×燃料費調整適用係数】の算式により算出する燃料費調整単価を、その1月の使用電力量に適用して算定します。燃料費調整額は、平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は電気料金から減算され、平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は電気料金に加算されます。なお、N月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金に適用される燃料費調整単価は、N月の4ヶ月前の月の1日からN月の2ヶ月前の月の末日までの3ヶ月間において算定した平均燃料価格に基づき、算定されます。

・電源調達調整費は、一般社団法人日本卸電力取引所（JEPX）が公表するスポット市場取引におけるエリアプライスの1か月平均値に、1+消費税および地方消費税の税率を乗じ、小数第3位以下を四捨五入した値（以下「JEPX エリアプライス平均値」といいます。）に当社が定める調達単価係数を乗じたものと、別途定義する還元調整基準単価、追加調整基準単価、適用期間補正係数および電源調達調整適用係数に応じて、【（JEPX エリアプライス平均値×調達単価係数－還元調整基準単価）×適用期間補正係数×電源調達調整適用係数】または【（JEPX エリアプライス平均値×調達単価係数－追加請求基準単価）

- × 適用期間補正係数× 電源調達調整適用係数】の算式により算出する電源調達調整単価を、その1月の使用電力量に適用して算定します。電源調達調整費は、JEPX エリアプライス平均値×調達単価係数の値が還元調整基準単価を下回る場合は電気料金から減算され、JEPX エリアプライス平均値×調達単価係数の値が追加請求基準単価を上回る場合は電気料金に加算されます。なお、N月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金に適用される電源調達調整単価は、N月の1日からN月の末日までの1ヶ月間において算定したJEPX エリアプライス平均値に基づき、算定されます。
- ・N月の検針日からN+1月の起算日の前日までの期間において使用される電気の料金に適用される燃料費等調整額の加減算は、原則として、当該電気料金の請求にて相殺または合算することで行うものとします。なお、減算する燃料費等調整額の金額が当該電気料金の金額を超過する場合、当該超過分を次月の電気料金の請求から減算するものとし、その後も同様とします。
  - ・当社は、当社の裁量により、燃料費等調整額の加減算について、当社が適当と判断した方法により事前にお客さまに通知することで、燃料費等調整額の全部または一部の加減算を分割にて行うことまたは燃料費等調整額の一部または全部を加算しないことができるものとします。ただし、燃料費等調整額の加減算を分割にて行っているお客さまの電力小売供給契約が終了する場合、電力小売供給契約が終了した日時点において料金に加減算していない燃料費等調整額の残額の合計金額については、最終の料金の請求時に一括して加減算するものとします。
  - ・当社は、毎年1月1日、4月1日、7月1日、10月1日の年4回、燃料費調整単価に係る燃料費調整適用係数ならびに電源調達調整単価に係る還元調整基準単価、追加調整基準単価、電源調達調整適用係数、調達単価係数および適用期間補正係数の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法により事前にお客さまに通知することで、その内容を改定することができるものといたします。
  - ・燃料費等調整額に関するその他の詳細は、「シノケンでんき電力供給約款【低圧】」別表2（燃料費等調整額）、別表3（燃料費調整）および別表4（電源調達調整費）をご確認ください。

### <容量拠出金反映額について>

- ・容量拠出金反映額とは、容量市場における供給力の取引に関して当社が負担する容量拠出金について、この容量拠出金に相当する額として当社が定める金額を、2024年4月の検針日以降の期間にお客さまが使用する電気の料金においてお客さまに請求するものであり、以下に定める「容量拠出金反映基礎額」に対し、以下に定める「容量拠出金反映調整額」を加減算した金額の合計をいいます。
- ・容量拠出金反映基礎額は、【契約電力(※1)(※2)(※3)×容量拠出金反映基礎額単価(※4)】の算式によって算定する金額とします。なお、N月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間に使用された電気の料金に含まれる容量拠出金反映基礎額は、N月1日からN月末日までの期間における容量拠出金を対象とします。
- ・容量拠出金反映調整額は、【契約電力(※1)(※2)(※3)×容量拠出金反映調整額単価(※5)】の算式によって算定する金額とし、当社は、容量拠出金反映調整額の加減算により、「容量拠出乖離額」（容量拠出金反映額として当社がお客さまに請求した金額から、当社が広域機関より請求される容量拠出金の金額を引いた金額をいいます。）に係る調整を行うことができるものとします。容量拠出乖離額が0円未満の場合は、容量拠出金反映調整額を同一料金期間に対して請求する容量拠出金反映基礎額に加算するものと

し、容量拠出乖離額が0円以上の場合、容量拠出金反映調整額を同一料金期間に対して請求する容量拠出金反映基礎額から減算するものとします。なお、当該調整は、その調整の大元となる容量拠出金反映額の請求を受けたお客さまか否かにかかわらず。

※1：料金算定期間の初日より前の直近の月初1日が終了する時点での契約電力の値（ただし、供給開始後、該当する値が存在しない間は供給開始時点での契約電力の値）を適用いたします。

※2：契約電流(A)については10Aを1kWに、契約容量(kVA)については1kVAを1kWに、それぞれ換算して適用いたします。

※3：シノケンでんきにおいては3kWといたします。

※4：容量拠出金反映基礎額単価は消費税等相当額を含む金額とし、当社が、広域機関より開示される容量拠出金の見込金額をもとに、年度（毎年4月の検針日から翌年4月の検針日の前日までの期間）分として供給区域ごとに算出し設定します。

※5：容量拠出金反映調整額単価は消費税等相当額を含む金額とし、当社が、容量拠出乖離額をもとに、各月の検針日から翌月の検針日の前日までの算定期間分として供給区域ごとに算出し設定します。

・N月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間に使用された電気の料金に含まれる容量拠出金反映調整額は、以下の期間における容量拠出金に基づき算出する容量拠出乖離額を対象とします。

N-4月1日からN-4月末日までの期間における容量拠出金

N-8月1日からN-8月末日までの期間における容量拠出金

N-12月1日からN-12月末日までの期間における容量拠出金

ただし、広域機関が、当社に対して過去に請求した容量拠出金を変更・修正した場合には、上記にかかわらず、当該変更・修正により発生した容量拠出乖離額に係る調整を行うことができるものとします。この場合、当該調整は、原則として、当該変更・修正の通知を当社が受領した日が属する月の翌々月の検針日から翌々月の検針日の前日までの期間を算定期間とする容量拠出金反映調整額にて行います。

・当社は、前述にかかわらず、当社の裁量により、当社が適当と判断した方法により事前にお客さまに通知することで、容量拠出金反映額の一部もしくは全部について料金に加算しないこと、または容量拠出金反映額の一部もしくは全部について分割にて料金に加減算することができるものとします。

・容量拠出金反映額の加減算を分割にて行っているお客さまの需給契約が終了する場合、需給契約が終了した日時点における料金に加減算していない容量拠出金反映額の合計金額（以下「未履行反映額」といいます。）については、最終の料金の請求時に一括して加減算するものとします。

・未履行反映額を減算する場合で、かつ未履行反映額が最終の料金の請求金額を超過した場合、当社は別途当社の定める時期までに、当社の定める方法にてお客さまに返金いたします。お客さまの責めに帰すべき事由により返金を行うことができない場合、当社が適当と判断した方法にてお客さまに通知することで是正を求めますが、当社が当該通知を発した後6ヶ月以内にお客さまがこれを是正しない場合（お客さまの責めに帰すべき事由により、当該通知がお客さまに到達しなかった場合を含みます。）には、当該期間が経過した時点をもってお客さまの当社に対する未履行反映額の返還請求権は消滅するものとします。